

第5章 事業推進方策

1. 事業推進方策に関する基本的な考え方

本計画における全体構想及び地域別構想は、本市がめざすべきまちづくりの方針を示したものであり、都市計画の決定・変更や各種事業の実施などによって、今後その将来像の実現を図っていく必要があります。

本市では、以下に示す推進方策を積極的に講じることで、まちづくりを着実に進めます。

2. 協働によるまちづくりの推進

本計画の実現には、都市の将来像やまちづくりの目標を市民・事業者・行政などが共有し、それぞれが役割を認識しながら、互いに協力・連携し、まちづくりを進めることが必要です。

2-1. 市民・事業者・行政の役割

(1) 市民の役割

まちづくりの主役は市民であり、市民はまちづくりに対してできることを認識しながら、自分たちのまちを自分たちでつくるという意識をもち、主体的に取り組むことが重要です。

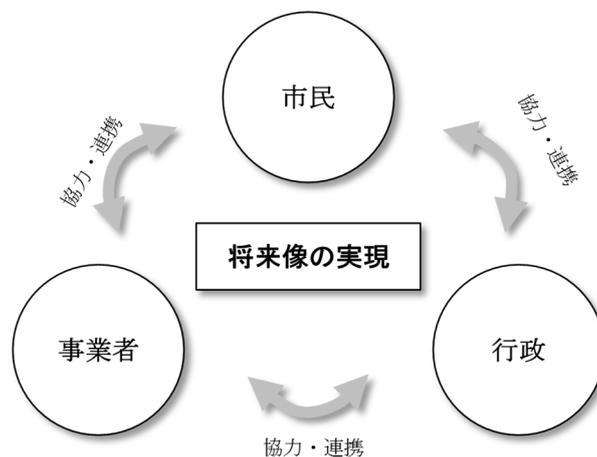
(2) 事業者の役割

事業者は地域社会を構成するまちづくりの一員であり、事業活動を通じて、地域社会と調和のとれたまちづくりへの取組を協力・連携しながら進めていくことが重要です。

(3) 行政の役割

まちづくりを進める上で、都市の骨格となる都市基盤や施設整備は行政が主体となって進めていく必要があります。また、市民が主体的に行うまちづくりに対しても、専門的な視点から支援を行うなど、協力・連携しながら取組を進めていくことが重要です。

■ 役割のイメージ



2-2. 協働によるまちづくりの推進方策

(1) まちづくり活動の支援

多様化する地域の課題に対しては、市民が主体となって解決に向けた取組を行うことが重要であることから、市民によるまちづくり検討組織などの設置支援や市民活動の拠点となる場の提供など、市民主体のまちづくり活動を支援します。

(2) 情報の共有化

まちづくりに関する市民の関心を高めるため、本計画に基づいて進められている事業や施策などについて、市のホームページや広報などを通じて公表するなど、常に市民・事業者・行政が共通の認識をもてるよう情報を共有化します。

(3) 担い手の育成

地域のまちづくりを積極的に進めていくためには、地域に愛着や誇りをもったまちづくり活動の中心となる人材の確保が重要であることから、学校教育の中で地域について学ぶ機会の創出や地域活動に積極的に参加する機会・仕組みを作るなど、将来的な地域のまちづくりの担い手を育成します。

(4) 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度とは、一定の条件を満たした場合に地域自らが都市計画の決定または変更に関して提案することができる制度であり、住民発意のまちづくりや計画策定段階からの市民参加を促進するため、この制度の活用を検討します。

3. 地域の特色を活かしたまちづくりの推進

人口減少や少子高齢化の進行が顕著となっている昨今において、地域の活力や魅力を高めるためにも、地域の特色を活かしたまちづくりを進めることが必要です。

3-1. 地区計画制度の活用

地区計画とは、都市計画法に定められた都市計画の一種であり、市民の生活に身近な地区を単位として、地域の特性に応じたきめ細かなルールを定める手法の一つです。

(1) 市街化区域の地区計画

本市では、優先的かつ計画的に市街化を進める市街化区域において、8地区で地区計画を指定しており、地域の特色を活かすためのまちづくりを進めています。

今後も市街地の整備や開発に合わせて、この制度の活用を検討するなど、地域の特性に応じた良好なまちなみの形成を図ります。

(2) 市街化調整区域の地区計画

市街化を抑制すべき市街化調整区域においては、制度として地区計画の仕組みはあるものの、本市で指定をしている地区はありません。

今後の新名神高速道路の全線開通に伴う好機を活かした産業振興を踏まえると、一定の条件下において市街化調整区域内での新たな産業地の創出などの検討が必要となってきています。また、人口減少や少子高齢化の進行により市街化調整区域内における集落においては、地域コミュニティを維持し、集落の活性化を図る必要があります。

そこで、周辺環境と調和した適正な規模での土地利用を誘導するため、都市計画法及び都市計画運用指針に基づき地区計画制度を運用します。

3-2. 建築協定制度の活用

建築協定とは、区域内の土地所有者などの全員の合意によって、地域の特性に基づいた一定の制限を自ら設けることができる制度であり、その制限をお互いが守っていくことで魅力ある個性的なまちづくりを進めることが可能です。

本市においても、2地区で建築協定が結ばれており、魅力ある個性的なまちづくりの実現に加え、市民のまちづくりへの参画意識の高まりにも寄与することから、今後も制度の活用を行います。

4. PDCA サイクルの適用による進行管理

本計画は2038年度を目標年次とした計画ですが、社会経済情勢の変化や上位・関連計画の見直し、関連法規の改正など、今後、様々な要因による対応が必要になると予想されます。

そのため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行うこととし、計画の目標年次以外においても、必要に応じて計画の適切な見直しを行います。

■ PDCA サイクル適用のイメージ

